

社会教育委員の選出について（案）

審議会に社会教育分科会を置き、社会教育分科会の委員は府中市社会教育委員とする。

人数は8人以内とし、任期は審議会委員と同じとする。

正副会長と、社会教育的活動をしている選出区分の委員から2～3名、公募委員から1～2名を社会教育委員として選出する。

【参考】第8期の社会教育委員は以下のとおり。

（寺谷委員・三宅委員・奥野委員・木内委員・岸委員・関口委員・中村委員・西原委員）

（以上）

【社会教育委員について】

- 1 審議会会長は、社会教育分科会の会長を兼ねるとともに、東京都市町村社会教育委員連絡協議会の理事となり、今年度は副会長市となっている。
- 2 社会教育委員は、東京都市社会教育委員連絡協議会の会員となり、定期総会の出席のご案内をさせていただきます。（委任状の提出をもって出席に代えることが可能）
- 3 東京都市町村社会教育委員連絡協議会第5ブロック研修会のご案内をさせていただきます。（年間1回秋頃開催。本市、小金井市・三鷹市・武蔵野市・調布市・狛江市の6市で構成。）
- 4 その他、社会教育委員として全国単位・関東・東京都などの区域とした連絡協議会等の交流大会・研修会の参加のご案内をさせていただきます。
平成33年度、新元号令和3年度には、関東甲信越静社会教育研究大会（東京大会）が実施され、府中市が会長市となっています。（今年度は埼玉県）
東京大会開催に伴い、プロモーションや内容のご審議等ご協力いただくことがございますので、よろしくお願いいたします。

5年務められますと、東京都市町村社会教育委員連絡協議会から、感謝状が贈呈されます。